

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における  
意見に関する中間まとめ

令和4年11月4日

奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課

奈良県教育委員会が県立高等学校の望ましい入学者選抜の在り方について検討を行うにあたり、検討に資する意見を学識経験者等から聴取するため、令和3年10月15日に、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を立ち上げ、以下のとおり、活発な検討や意見交換を行ってきました。

会議	議題等
第1回会議 (令和3年11月8日)	意見交換 など
第2回会議 (令和4年1月19日)	受検機会に関する事 など
第3回会議 (令和4年3月28日)	多様な生徒の受入に関する事 など
第4回会議 (令和4年6月2日)	多様な能力を評価する選抜方法に関する事 など
第5回会議 (令和4年8月29日)	論点整理 など

この度、検討委員会における意見交換について、一定のとりまとめが可能となる状況となりましたので、「奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会における意見に関する中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という。）として、検討委員会での論点や出された意見等を整理しました。

今後、再度、検討委員会を開催し、検討や意見交換を行いますが、この中間まとめを公表し、生徒やその保護者、学校関係者はじめ、広くご意見を求め、その参考としたいと考えています。

つきましては、中間まとめについてのご意見を、以下の要領で、募集します。幅広いご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 意見募集の期間

令和4年11月7日（月）～令和4年12月6日（火） 必着

#### 意見の提出先

奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 高校教育指導係

【郵 送】 〒630-8502 奈良市登大路町30番地

【Googleフォーム】

<https://forms.gle/eziJFpvsCdyFcXix7>



## 第1 本県における現行の入学者選抜にかかる現状と課題

### 1 各種選抜の実施状況と課題

現行の高等学校入学者選抜は、特色選抜、一般選抜、二次募集、追検査などが実施されている。はじめに、それぞれの選抜の現状と課題について以下に整理する。

#### (1) 特色選抜等

特色選抜は、専門学科、普通科の特色あるコース、県立高等学校適正化実施計画の対象校（以下、「特色選抜実施学科等」という。）を対象として、実施している。令和4年度入学者選抜においては、県立学校分で募集人員2,795名のところ、出願2,459名と、出願倍率は0.88倍となっている。

##### <特色選抜（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	2,643	2,683	2,888	2,888	2,688	2,528	2,528	2,592	2,792	2,795
出願時未充足	124	171	210	304	241	227	298	444	469	520
受検倍率	1.34	1.31	1.22	1.17	1.12	1.13	1.06	0.92	0.88	0.88

現在、受検倍率は低下傾向にあるが、このような現状の背景として、専門学科等で学んでいる内容が、中学生に十分伝わっていないという指摘がある。各高等学校では、中学生の高校見学や、コロナ禍においてもe-オープンスクールの実施など様々な工夫が行われているが、各学校の魅力が中学生や保護者に十分届いているとはいえない現状にある。さらに、中学生が専門学科等を選択しにくい理由があるのではないかと指摘もある。これまでから、「普通科は進学、専門学科は就職」という硬直的な見方について以前より懸念が示されている<sup>\*1</sup>が、中学生が高校卒業後の進路について、まだ明確なキャリアパスを描くことができていない場合、「とりあえず普通科へ」という思考が働くのではないかと分析も考えられる。専門学科から、その専門的な学びを生かした進学者も増えているなどの実績を示す必要がある。

#### (2) 一般選抜

一般選抜は、特色選抜を実施しない学校・学科及び特色選抜の未充足枠を合わせた募集を実施している。令和4年度入学者選抜においては、県立学校分で4,756名（内特色選抜未充足分524名）のところ出願4,599名と、出願倍率は0.97倍となっている。

##### <一般選抜（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	5,955	5,914	5,678	5,603	5,625	5,620	5,647	5,352	4,734	4,756
出願時未充足	189	201	203	324	318	327	531	860	710	632
受検倍率	1.10	1.12	1.11	1.07	1.05	1.04	1.00	0.92	0.94	0.97

\*1 県立高等学校適正化推進方針（平成30年4月13日 県教育委員会）<https://www.pref.nara.jp/secure/195097/kihonhoshin.pdf>（P3）において、硬直的な見方への懸念を示した上で、「専門学科において進学を含めた多様な進路に対応できる幅広い教育課程を検討する」としている。

一般選抜においては、特色選抜未充足分を除くと一定の受検倍率となると考えられ、まずは、特色選抜対象校の応募者増に向けた取組が必要であると考えられる。なお、一般選抜の不合格者数は、以下のとおりで、出願者数の1割前後で推移している。受検倍率が低下する中でも、不合格者数の割合が大幅に低下しないことの背景として、一部の高等学校への出願の集中が見られ、このことが近隣の府県の高等学校への進学者増につながっているのではないかという懸念もある。

<一般選抜（全日制課程）における不合格者数>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
出願者数	6,582	6,614	6,315	6,010	5,929	5,837	5,679	4,926	4,447	4,599
不合格者数	828	917	843	732	629	545	565	425	393	489

ここで、県内の公立中学3年生の県外への進学状況を見ると、以下のとおりで、令和2年度入学者選抜実施年度から、県外進学率が上昇している。

<公立中学3年生の県外進学者の割合（全日制・定時制課程）>

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
公立中学卒業生数	12,081	12,099	11,949	11,552	11,527	11,132	11,011	10,559	10,286	10,512
県外進学者数	1,425	1,459	1,450	1,408	1,343	1,326	1,290	1,519	1,429	1,442
県外進学者の割合(%)	11.8	12.1	12.1	12.2	11.7	11.9	11.7	14.4	13.9	13.7

この背景としては、県内の高等学校全体として、県内の中学生の約1割の生徒に対して、そのニーズに応える教育が提供できていないという課題や、近年の私立高等学校授業料実質無償化等の影響もあるのではないかと考えられる。県内の子どもを県内の初等・中等教育において、県教育振興大綱の基本的な方向性の中で豊かに育むことが、本県教育行政に期待するところである。

(3) 二次募集の実施状況

以下のとおり、二次募集における全日制課程の受検者・合格者数は、例年募集人員を大きく下回っている。一方、例年一定数の生徒が二次募集を経て県立高等学校に入学しており、セーフティーネットの機能を果たしていると考えられる。

<二次募集（全日制課程）実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
募集人員	213	229	218	329	330	341	542	858	701	644
受検者数	62	76	62	64	108	70	117	100	62	51
合格者数	55	60	48	63	67	64	114	93	47	44

(4) 定時制課程・通信制課程の選抜

定時制・通信制課程の入学者の状況は、以下のとおりであり、特に、夜間を主とする課程における入学者が減少している。これを受け、県教育委員会では、夜間を主とする課程の再編を実施することとし、令和5年度入学者選抜から、募集人員を縮小する。今後も、本県高等学校教育の多様性の確保のためにも、定時制・通信制課程の規模の適正化を図りつつ、進学先の選択肢として確実に設置を続けることが重要である。

<定時制・通信制（分校を除く）の入学者の状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
定時制課程合格者数	242	209	193	172	205	174	192	165	127	146
（うち 夜間課程）	93	59	56	45	69	36	44	31	21	29
通信制課程合格者数	67	61	70	80	100	70	77	93	92	96

なお、定時制・通信制課程の入学者選抜は、一部を、特色選抜・一般選抜・二次募集とは別日程で実施<sup>\*1</sup>している。それぞれの課程に入学する生徒のニーズを踏まえ、適切な日程設定が求められる。

(5) 追検査

追検査は、特色選抜や一般選抜を、インフルエンザ等に罹患するなどやむを得ない理由により欠席した者に対して、3月下旬に実施される検査で、平成31年度入学者選抜から実施している。これまで対象となる受検生はいなかったが、やむを得ない理由により検査を欠席せざるを得ない者への機会の確保は重要であり、今後も、設定が必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症については、状況が常に変化するため、令和3年度及び令和4年度入学者選抜において、当該年度の感染状況に応じた対応がなされた<sup>\*2</sup>が、追検査での対応を含め、恒久的な対応への移行の検討が必要である。

2 入学者選抜における特別な措置等

現行の高等学校入学者選抜においては、個々の受検生の多様な状況に対応するため、帰国生徒等特例措置等様々な措置等を講じている。

それぞれの措置等の現状と課題について以下に整理する。

(1) 帰国生徒等特例措置

中学2年生の1月以降に帰国した生徒、小学4年生以上に編入学した中国等引き揚げ者等及び外国人を対象<sup>\*3</sup>に、特色選抜において国語に代えて作文の検査を実施している。受検者数の推移は以下のとおり。

<帰国生徒等特例措置実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
法隆寺国際	2	1	3	2	1	3	4	2	2	1
高取国際	2	6	1	2	7	3	6	2	2	2
二階堂	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
国際	—	—	—	—	—	—	—	4	0	1

\*1 大和中央高等学校定時制課程は特色選抜と二次募集と同日程、他の定時制課程は一般選抜（定員未充足の際は二次募集）と同日程、大和中央高等学校通信制課程は一般選抜と同日程と別日程で実施している。

\*2 令和3年度入学者選抜では、受検会場までの移動が困難なケースを踏まえ中学校での受検を可とし、1中学校で2名を対象に検査を実施した。令和4年度入学者選抜では、陽性者や濃厚接触者に対し、後日の追検査（口頭試問）を実施し、30名が対象となった。

\*3 帰国生徒等特例措置の出願資格は、以下のとおり数回の緩和を経て、現在に至っている。

・平成10年度入学者選抜から 要件に外国人生徒（入国後3年以内）を追加

・平成19年度入学者選抜から 外国人生徒の要件を「小学校第4学年以上に編入学」に変更

この制度に関しては、帰国生徒等の中学生にとって進路の確保につながっているという評価が高く、継続実施を検討するとともに、高等学校における日本語指導の制度化への対応や、高等学校卒業後の進路の選択肢の確保などに向けた検討も行うことが望まれる。

## (2) 定時制課程成人特例措置

20歳以上の者を対象に、作文及び面接により、判定を行っている。実施状況は、以下のとおり。

### <定時制課程成人特例措置実施状況>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
特例措置による合格者数	11	3	4	2	6	0	2	5	0	0

この制度は、これまで、定時制課程教育振興の趣旨である働きながら学ぶ青年に対する機会均等の保障等<sup>\*1</sup>に一定の役割を果たしてきた。一方で、民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことや、本制度の実施状況を踏まえ、今後の在り方について検討が必要である。

## (3) 全国募集

保護者の本県への転居を要件としない県外中学校卒業生の募集（全国募集）について、現在、指定運動部（5校6競技）、指定学科（1校1学科）<sup>\*2</sup>及び十津川高校入寮希望者を、募集人員のそれぞれ15%を上限として受け入れ可能としている。受け入れ状況は、以下のとおり。

### <全国募集 実施状況（合格者数）>

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
指定運動部	13	20	21	20	22	23	29	34
指定学科	—	5	3	4	3	3	1	3
入寮希望	—	—	—	—	2	5	1	1

これらの受け入れは、県外の生徒にも本県の特徴ある教育を受けることができる機会を与え、そのことで、当該学校や地域の活性化に資するものでなければならない。今後の制度運用に当たっては、その趣旨の徹底を図るとともに、地域等の理解を得ながら、対象の拡大を含めた検討が必要である。

なお、別途、県内スポーツ団体（一定の要件を定め県教育委員会が認可した団体に限る）での活動のため、県外から来県する者に対し、公立高等学校の受検を許可している。

\*1 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第1条

\*2 指定運動部…山辺高校（馬術部、ライフル射撃部）、御所実業高校（ラグビー部）、宇陀高校（自転車競技部）、王寺工業高校（ボクシング部）、十津川高校（ボート部）

指定学科…御所実業高校（薬品科学科）

#### (4) 検査等における合理的配慮

身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される受検生に対しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例<sup>\*1</sup>の趣旨に基づき、中学校で行われていた配慮を参考に、特別の配慮を実施している。

令和4年度入学者選抜においては、合計43名の受検生に対し、別室受検、問題用紙・解答用紙の拡大、問題文の読み上げ、ICT等支援機器の活用等の配慮を実施した。

引き続き、法や条例の趣旨に基づいた対応が求められるが、様々な支援方法を理解し、より本人に必要な支援方法を検討することや、入学後の支援との接続等、取組の充実が求められる。

### 3 選抜に用いる資料の取扱い

高等学校入学者選抜では、特別な事情がある場合を除き、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料とすることとされている<sup>\*2</sup>。その調査書の記載内容や取扱いは、公立高等学校においては、各都道府県により基準が示されているが、本県では、調査書のうち各学年の学習成績については生徒指導要録の評定を用いることとし、「2年生：3年生＝1：2」の比率で取り扱うこととしている。

高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、「調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。」<sup>\*3</sup>などの留意点も示されている。

なお、全ての県立学校では、本年度に教育活動に関する3つの方針（「スクール・ポリシー」）<sup>\*4</sup>を策定した。とりわけ、入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を示していることから、これを、どのように入学者選抜に反映させるのかについての検討も必要である。

---

\*1 法第8条第2項：事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

条例第9条：何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

\*2 学校教育法施行規則第90条

\*3 平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」5(1)

\*4 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則第12条の2第2項第1号の規定により、各県立学校において、中期計画の中に、学校教育法施行規則第103条の2各号に規定する方針を定めることとしている。

#### 4 選抜の実施日程

県立高等学校の入学者選抜は、次頁の表のとおりで実施されている。会場準備、検査、採点、集計、合否判定、発表という一連の流れを複数回実施する高等学校にとって、日程が過密となっており、この期間の教育活動も制約を受けるものとなっている。中学校における進路指導においても、特色選抜で不合格となった生徒への一般選抜に向けた指導は、タイトな日程の中で行われている。

また、特色選抜、一般選抜の設定により、複数の受検が可能となっているが、その対象となっているのは、「特色選抜実施学科等を第一志望とし、それが不合格になった場合に、特色選抜の未充足枠又は一般選抜実施学科を志願する者」であり、複数校志願などを検討することにより、同等の機会保障ができる可能性がある。



令和5年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程

月	日	曜	実施事項等				
1			※学習成績一覧表等の提出(1月中旬)				
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
8	月						
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土		建国記念の日				
12	日						
13	月		願書受付	調査書等提出		願書受付	
14	火		願書受付	調査書等提出		願書受付	
15	水		特色 選抜 特別措置 帰国生徒等		大和中央 高校 定時制課程 (A選抜)		
16	木						
17	金	学力検査等※		欠席届提出		学力検査等	欠席届提出
18	土	学力検査等※		欠席届提出			
19	日						
20	月						
21	火						
22	水						
23	木	天皇誕生日					
24	金			合格発表			合格発表
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
1	水						
2	木						
3	金		願書受付	調査書提出		願書受付	
4	土						
5	日						
6	月		願書受付	調査書提出		願書受付	
7	火						
8	水						
9	木						
10	金		学力検査等	欠席届提出		検査	
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水		合格発表★				
16	木		合格発表			合格発表	
17	金						
18	土						
19	日						
20	月			受検届提出			
21	火	春分の日		追検査			
22	水		願書受付	調査書提出		願書受付	
23	木				学力検査	合格発表	
24	金		検査	欠席届提出		検査	
25	土				学力検査	欠席届提出	
26	日						
27	月		合格発表			合格発表	
28	火					願書受付	
29	水					検査	
30	木					合格発表	
31	金						

※ 特色選抜の学力検査等は、2月17日、18日の2日間実施する場合がある。また、大和中央高校定時制課程（A選抜）及び帰国生徒等特別措置の学力検査等は、2月17日のみ実施する。

※ ★は、特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）の合格発表。

※ 定時制課程成人特別措置は、一般選抜及び大和中央高校【A選抜】において実施する。

※ 大和中央高校通信制課程入学願書の用紙は、同校で次の期間に交付する。  
12月2日、1月22日、2月4日、2月26日、3月12日は、午前9時から午後3時まで。  
3月27日は、午後1時から午後5時まで。

## 第2 今後の奈良県立高等学校入学者選抜の改善の方向性や内容

### 1 基本的な方針について

1-1 高等学校入学者選抜は、自らの進路希望に基づいて高等学校の選択ができる選抜であり、かつ、受検生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定される選抜であること。

高等学校入学者選抜は、生徒が中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）段階までに身に付けた力を、高等学校において発展・向上させ、高等教育や社会に送り出すという高等学校の役割を踏まえ、各高等学校が学校教育法施行規則第103条の2の規定に基づき定める、「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、本人の進路希望に基づいて選択された当該高等学校において学習し、卒業するために入学段階で必要な能力・適性等を判定するために実施するものである。

1-2 入学者選抜を行うに当たっては、公正かつ妥当な方法によって、受検機会や選抜方法における公平性・公正性の確保を図る。その際、障害の有無、国籍等、居住地域等に関して多様な背景をもった生徒の受入れに配慮する必要がある。

入学者選抜における公平性・公正性の担保は、入学者選抜に対する県民からの信頼を得るために最も重要な事項であり、入学者選抜に係る全てのプロセスにおいて留意しなければならない。また、この公平性・公正性の担保は、形式的・一律的な方法により成し得るものではなく、受検生一人一人の実情を視野に入れたものでなければならない。なお、障害の有無などに関して多様な背景をもった生徒に対し入学者選抜において必要な配慮を行い、結果として多様な生徒を高等学校に受け入れることは、高等学校教育にとっても重要なことである。

1-3 受検生の能力・意欲・適性の評価・判定に当たっては、各校のアドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校入学者選抜の方法等は、中学校及び高等学校における教育に相当程度の影響を与えることから、その影響について十分な配慮を行うこと。

高等学校入学者選抜は、中学校における教育と高等学校の教育を接続する教育の一環として実施するものであり、各高等学校が明示しているアドミッション・ポリシーに基づいた選抜であるとともに、中学校で行われた学力の三要素を踏まえた学習の成果を評価・判定を行うものでなくてはならない。

なお、高等学校入学者選抜の方法等は、内容的にも日程的にも中学校及び高等学校の教育に相当程度の影響を与えるものであり、前述のとおり、学力の三要素についてバランスよく把握することにより、中学校教育における学力の三要素への視点を下支えするとともに、日程的にも慎重に検討し、高等学校入学者選抜が、中学校及び高等学校の教育活動に与える制約を、最小化する努力が必要である。

## 2 選抜方法・日程について

2-1 「特色選抜・一般選抜」について、「(仮称)共通選抜」として、日程を原則一本化してはどうか。

第1の4で述べたとおり、現在の入学者選抜の日程が過密なものとなっていると同時に、高等学校の教育活動の実施に時間的な制約を与えている現状がある。これまでの選抜方法・日程の良さを確保しつつ、特色選抜・一般選抜の日程の一本化を図る方法を検討すべきである。

これまで、特色選抜の実施により、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対し、意欲や適性を踏まえた入学者選抜を行うこと、複数の受検機会を提供することを可能としてきた。このため日程の一本化の際は、特色選抜が果たしてきたこれらの機能を維持するため、以下の各事項について検討を行うことが望ましい。

2-1-1 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、各学校ごとに複数の選抜方法を設定することなどを可能としてはどうか。

「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、これまで特色選抜が果たしてきた「選抜方法の多様化」という機能を維持する観点での検討が必要である。具体的には、面接や独自検査の実施、選抜に用いる学力検査の科目数や調査書と学力検査の比重の設定、複数の選抜方法の設定など、各学校ごとに必要な選抜方法を設定できる制度である必要がある<sup>\*1</sup>。

なお、このことは、特色選抜の機能維持という観点はもちろん、第1の3に示した各学校のアドミッション・ポリシーの選抜方法への反映という観点からも重要である。

2-1-2 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、複数校を志願することを可能としてはどうか。

これまでの特色選抜は、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対し、複数の受検機会を提供してきた。これを維持するために、専門学科等で学びたい意欲をもっている受検生に対する複数校志願の制度を導入することが適当である。

対象となる受検生は、専門学科等で学びたい意欲をもつ受検生とし、これまでの特色選抜実施学科等を第1希望校とする受検生に加え、特色選抜実施学科等とそれ以外の学科を同時に志願している受検生とすることが望ましい。なお、普通科を第1希望校とする受検生が普通科を第2希望校に設定することは、現在の普通科におけるいわゆる偏差値序列を助長する恐れがあることから、適切ではないと考える。

具体的な選抜方法としては、専門学科等において、募集人員の内、事前に定める人員について、第1希望校の合格者を決定し、その後、残りの人員を、第2希望校を含めた志願者から合格者を決定する方法が考えられる。

\*1 現行の入学者選抜においても、「奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針」（令和4年6月 奈良県教育委員会）において、入学者選抜における各検査の合計点や調査書の「各教科の学習成績」の合計点などを3割から7割の範囲内で定めることができることとしている。

<2-1-1,2-1-2に関するイメージ>

選抜方法の例（学力検査点や調査書点を現行通りとした場合の例）

高校名	学科名	定員に対する割合	検査成績と調査書成績の取扱い（配点）	第2希望（校）の取扱い
○ ○	□ □ （専門学科）	80% ※1	学力検査 3 教科(120)、実技検査(40)、調査書 [一部教科加 点] (165) [※1] うち8割は第1志望（学科）を優先	無
		20% ※2	学力検査 5 教科(250)、調査書(135) [※2] 第1志望（学科）を優先	有
△ △	■ ■ （普通科）	90% ※3	学力検査 5 教科(250)、調査書(135) [※3] うち○名までは調査書の特別な取扱い（例：スポーツ、 芸術における顕著な成績）による合格が可能	無
		10%	学力検査 5 教科(375)、調査書(135)	無

2-1-3 「特色選抜・一般選抜」の日程一本化の際は、実施時期を、現在の一般選抜より早めてはどうか。

日程一本化により、検査の実施日程の選択肢が広がると考えられる。実態として、私立学校も受検している生徒が多数いることから、国、私立学校の入学者選抜の日程も踏まえながら、追検査や二次募集を含めた検査の実施時期を再検討する必要がある。

その際、2-1-2の複数校志願制度を導入することを含め、検査から出願までの期間を確保する必要もあることから、中学校の教育活動への影響などを十分考慮しながら、日程の前倒しについて慎重に検討を行う必要がある。



### 3 選抜に用いる資料について

3-1 現行学習指導要領において、学力の三要素を基に、すべての教科等の目標や内容が、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に再整理されていることに十分配慮することが求められる。

高等学校入学者選抜における学力検査については、これまでから、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実」<sup>\*1</sup>への配慮がなされているところだが、現行学習指導要領の趣旨を踏まえ、さらなる充実が求められる。

また、調査書については、中学校における学習状況を見るためには、観点別に第1学年から第3学年までの成績評価を資料とする必要があるため、これを調査書の記載事項とすることを検討する。なお、現在のところ、特に「主体的に学習に取り組む態度」の観点の学習状況の評価について、学校間での共通理解に課題があるとの意見もあることから、原則として、5段階の評定を用いて、各教科の成績を算出することとし、各高等学校において「主体的に学習に取り組む態度」を重視したい場合、面接でその力を見取るほか、定員の一部において当該観点の評価により加算した資料を用いることも可能としてはどうか。

なお、各学年の成績に乗ずる比率については、県教育委員会が、例えば「1学年：2学年：3学年＝1：1：2」など標準となる例を示した上で、2-1-1で示したように各校が独自の比率を設定し併用することなどが考えられるが、このことについては引き続き議論が必要である。

### 4 特別な措置等の実施について

4-1 障害等のある受検生に対して、必要な合理的配慮の提供が求められる。

第1の2（4）で述べているとおり、障害等のある受検生に対して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の趣旨に、十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害等のない受検生に比べて不利にならないようにするために配慮がなされなければならない。その際の具体的な措置は、これまでどおり、中学校で実施されていた配慮を基本としつつ、様々な支援方法の中で、本人に必要な支援が行われるよう努めなければならない。

なお、高校入学後も、中学校時の個別の教育支援計画や個別指導計画を参考に、高等学校における計画を立案し、継続した支援を行うことが重要である。

\*1 平成29年3月31日付け文部科学事務次官通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」2（2）

4-2 帰国生徒・外国人生徒等の受検生に対して、必要な負担軽減が求められる。

入学者選抜を行うにあたり、多様な背景をもつ生徒を受け入れることを前提に、帰国生徒等に対し、外国における教育事情の違いやそれに伴う本人の学習歴の違いなどを鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じた選抜がなされるよう現行どおり負担の軽減を図る必要がある。

なお、第1の2（1）のとおり、当該特例措置実施校における高等学校進学後の指導体制の在り方や、高等学校卒業後を見通した教育課程の在り方についても検討が求められる。

4-3 社会人が定時制課程を受検する際に、過度な負担とならないよう軽減が求められる。また、社会人が、希望する一部科目を聴講できる制度を設けてはどうか。

入学者選抜を行うにあたり、多様な背景をもつ生徒を受け入れることを前提に、社会人である受検生に対し、中学校卒業後の年月の経過などを鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう現行どおり負担の軽減を図る必要がある。

なお、これまで、成人対象の措置としていたところであるが、成年年齢の引き下げに伴い、制度の趣旨からも、社会人対象の制度であることを明示するため、制度の名称を変更することが望ましい。

また、社会人に、リカレント教育の機会を提供するため、各高等学校が開設している専門科目の聴講ができるよう制度を設けることも検討すべきである。

4-4 高校設置域内の生徒を対象とした選抜を可能とする制度を新たに設けてはどうか。

現在、南部東部地域に位置する高等学校において、地元市町村との連携の強化に向けた取組例が見られる。<sup>\*1</sup>このような連携強化により、「地元の生徒は地元で育てる」という機運が高まることも考えられ、地元高校への進学ニーズの向上につながることを期待される。このような場合に、地域内生徒を対象とした入学者選抜を行いニーズに応えることで、当該高等学校の地元でのプレゼンス向上につながり、さらなる活性化が期待される。

このため、地元市町村との強固な連携や十分なニーズの確認が前提とはなるが、当該高等学校にとっての必要性が認識された場合、地域内の中学生を対象とする選抜を、2-1-1で示した観点から実施可能となるように検討すべきである。

\*1 令和4年8月、宇陀市、曾爾村、御杖村、奈良教育大学、県立宇陀高等学校、県教育委員会の6者での包括連携協定が締結された。協定に基づき、市村に貢献できる人材育成の他、高校生による小学生への学習指導などが実施される。

#### 4-5 県外生徒を対象とした（いわゆる「全国募集」）の実施に関する方針の再整理が必要

県外生徒の募集、いわゆる「全国募集」は、①当該高等学校の活性化、②当該地域の活力向上への波及、③将来の本県を支える人材の育成、④本県教育資源の全国への提供など、入学者本人への利益提供という観点だけでなく、本県の教育施策の一環として実施されている。

現在は、①指定運動部、②指定学科、③入寮（十津川）というカテゴリーで実施されているが、①は指導体制が整っている未普及競技、②は全国的に稀少な学科での実施と整理し、③については、引き続き寮の有効活用を行うとともに、特に、南部東部地域において地元市町村での受け入れを前提に、いわゆる「高校留学」として受け入れるなど、カテゴリーの拡大の検討が望ましい。

## 5 その他

### 5-1 中学生とその保護者への情報提供の充実

県立高等学校においては、これまでから、「中学生の体験入学」を実施し、中学生に当該高等学校の特色等を紹介してきた。コロナ禍においても、e-オープンスクールと称して、Web上で学校紹介を行うなど、広報に努めている。一方、中学生及びその保護者からは、「高校の情報を得る機会が少ない」との声が挙がっており、発信側と受信側の感覚にずれが生じていることが否めない。中学生の情報アクセスの特性にも対応した情報発信が望ましいとの意見もあり、より効果的な広報の在り方について検討が必要である。

なお、入学者選抜への出願に当たって、志願者の動向など中学生や保護者にさらなる情報提供が必要ではないかとの意見もあり、他府県の取組等を参考に検討が必要である。

### 5-2 選抜方法の改善には十分な周知期間をおく必要がある。

中学生にとって、高校の入学者選抜で、どのような点が評価されるのかは、中学校での学習の仕方にも大きな影響を与えるものと考えられる。このため、入学者選抜の方法を変更する場合は、中学校入学前に周知を開始することが望ましい。また、入学者選抜に関する変更が、個々の受検者本人だけでなく、中学校全体の教育活動に及ぼす影響も小さくないことから、中学校関係者に対しても十分な周知を行うことが肝要である。

このため、選抜に用いる資料の取扱いを大幅に変更するに当たっては、特段の事情がない限り、例えば、令和4年度中に変更の周知を開始する場合、当該年度の小学6年生が受検する高等学校入学者選抜である令和8年度入学者選抜（令和7年度実施）から、変更を適用することが望ましい。



5-3 入学者選抜業務の負担軽減のため、出願関係書類のデータでの受け渡しなど、ICTの活用を積極的に検討すべき。また、今後は、Web出願やCBTの導入も研究する必要がある。

入学者選抜関係業務の円滑な遂行及び学校における働き方改革の推進のため、同業務の負担軽減は避けて通ることができない。このため、県教育委員会では、本年度に実施する入学者選抜から、中学校と高等学校の校務支援システムを連携させ、奈良県域統合型校務支援システムを導入している市町村立の中学校からの関係書類の提出等は、システム上で実施することとしている。

今後は、すでに他府県で導入事例のあるWeb出願について、そのメリット、デメリットを整理の上、実施に向けた検討が必要である。

なお、現状では、CBTの早急な導入は困難であり、まずは、採点における負担軽減策の検討が必要であるが、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた検討などを参考に、適時に導入できるよう研究の推進が求められる。

5-4 今後も、高等学校入学者選抜に関しては不断の検討が必要であり、その検討には単に入学者選抜の在り方だけでなく、高等学校教育全般の在り方にも及ぶことが考えられることから、県立高等学校教育の在り方を検討する常設の会議体を設置してはどうか。

これまでの本委員会の検討においても、「県内生徒は県内高等学校で育むべき」「普通科、専門学科の硬直的な見方を打破すべき」「県内高等学校の抜本的な魅力化を図るべき」など、高等学校教育全般に関する意見が、何度も出されている。このように、本県高等学校教育の充実を図るには、高等学校教育全般を扱う会議体の設置が求められるところである。

県立高等学校適正化実施計画の検証における今後の対応策として、「(仮称)高校教育改革推進会議」の設置が示されている<sup>\*1</sup>が、県の審議会の性格をもった会議体として、令和5年度設置に向けて準備を進めるべきである。

なお、設置後は、同検証において、高等学校教育における「県民への情報提供が不足していた」とされていることを踏まえ、会議における議論の内容の周知にも力を注ぐべきである。

\*1 県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書（令和3年11月 県教育委員会）<https://www.pref.nara.jp/secure/257536/houkokusyo.pdf>（P20）において、今後の対応策として、「(仮称)高校教育改革推進会議」の設置が示されている。

(参考)

## 奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会設置要綱

奈良県教育委員会

(設置)

第1条 奈良県教育委員会が県立高等学校の望ましい入学者選抜の在り方について検討するにあたり、検討に資する意見を学識経験者等から聴取するため、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討及び意見交換を行う。

- (1) 現行の県立高等学校入学者選抜の成果と課題に関すること。
- (2) 特色選抜及び一般選抜に関すること。
- (3) その他県立高等学校の入学者選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が委員として適当と認める者

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、教育委員会によるとりまとめが完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ教育長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後に最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な資料の作成、分析等を行う必要があるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職	備考	委嘱・任命期間
小松 郁夫 【委員長】	京都大学特任教授、文部科学省初等中等教育局視学委員、国立教育政策研究所名誉所員	学識経験者（学校経営、比較教育、教育行政）	3.10.15～
赤沢 早人 【副委員長】	奈良教育大学 教授	学識経験者（教育方法、教育課程論）	3.10.15～
森山 賀文	県議会文教くらし委員会委員長	県民代表	3.10.15～4.8.28
田尻 匠	県議会文教くらし委員会委員長	県民代表	4.8.29～
上田 陽一	県都市教育長協議会 会長	桜井市教育委員会教育長	3.10.15～
小谷 隆男	県町村教育長協会 会長 同 顧問	下市町教育委員会教育長	3.10.15～4.6.1 4.6.2～
春山 真美	県 P T A 協議会 会長	児童生徒保護者	3.10.15～4.8.28
工藤 将之	県 P T A 協議会 副会長	児童生徒保護者	4.8.29～
吉田 浩一	県高等学校長協会 会長	県立香芝高等学校長	3.10.15～4.6.1
栢木 正樹	県高等学校長協会 会長	県立郡山高等学校長	4.6.2～
深瀬 重雄	県中学校長協会 会長	生駒市立鹿ノ台中学校長	3.10.15～4.6.1
熨斗 慎司	県中学校長協会 会長	大和郡山市立郡山西中学校長	4.6.2～
森永 晃	県小学校校長協会 会長	大和高田市立磐園小学校長	3.10.15～4.6.1
鍵本 光弘	県小学校校長協会 会長	大和郡山市立郡山南小学校長	4.6.2～

(所属・役職、備考は、委嘱・任命期間中のものです。)